



## 佐倉市中古住宅リフォーム支援事業



佐倉市では、市内の空家の利活用を促進し、定住人口の維持・増加と地域の活性化を図ることを目的に、中古住宅を新たに購入し、居住するために必要なリフォームを行う方に、費用の一部を補助します。

※ 補助事業は、事前申請 となります。補助事業をご利用される場合は、必ず リフォーム工事前にご相談ください。

<p>対 象 者</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請者が、佐倉市内で自ら居住するために、親族（三親等内の血族及び婚姻並びに配偶者）以外から取得した中古住宅（購入されてから1年2か月以内）を、令和8年4月以降にリフォームを行う方</li> <li>・同一世帯に佐倉市税を滞納している方がいないこと</li> <li>・令和9年3月31日までに住所移転が完了する方</li> <li>・リフォームを行う中古住宅（中古住宅が存する敷地内の他の建築物を含む。）が建築基準法第20条に規定する構造耐力の基準に適合するものであって、同法第3章の規定に抵触していない住宅を所有している方</li> <li>・取得した中古住宅の持分2分の1以上の保存登記されている方</li> <li>・補助金の交付の対象となる経費が他の公的制度による助成等の対象でないこと</li> <li>・この補助金を過去に受けていない方</li> </ul>
<p>対 象 と な る リ フ ォ ー ム</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・増築・改築・改装・修繕などに係る工事（外構工事を除く） ※詳細は、補助対象経費一覧表をご覧ください</li> <li>・リフォーム工事は、親族以外の者に請け負わせて行うもの（その請け負った者が一括して他の者に請け負わせるものを除く。）であって、令和9年2月19日までに完了するもの</li> </ul>
<p>交 付 の 条 件</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>（1）地域の自治会の加入に努めること</li> <li>（2）補助金の交付を受けた翌年度から10年間、自己の居住の目的に住宅を使用すること</li> <li>（3）実績報告時において同住所に別世帯がある場合は、同居する者の全員の住民票・佐倉市税の滞納がないことを証する書類を添付すること</li> </ul>
<p>申 請 に 必 要 な も の</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 補助金交付申請書（別記様式1号）</li> <li>② 同意書兼確認書（別記様式2号）</li> <li>③ 中古住宅の取得に関する契約書等の写し</li> <li>④ リフォーム契約書等の写し及びリフォーム工事の及び内訳（工事明細）がわかる書類（見積書、工事明細書など） ※ 見積書のみは不可</li> <li>⑤ 平面図、立面図、配置図等のリフォーム箇所がわかる図面</li> <li>⑥ 建築確認済み証又は建築確認台帳の記載事項証明書</li> </ul>

	<p>⑦ 令和8年4月1日時点で18歳以下の子どもを扶養している場合は、続柄が記載された同一の世帯全員の住民票原本</p> <p>⑧ 委任を受けた方が申請する場合は委任状</p> <p>※書類に不備等がある場合受付できませんので、提出前に必ず確認してから申請してください。</p>
補助金額	<p>リフォームに係る経費の2分の1以内（上限額 50万円）</p> <p>※ 同一の世帯で子ども（2008年4月2日以降に生まれた子）を令和8年4月1日時点で扶養している場合、加算があります。（補助率 1/5、上限額 10万円）</p>
募集件数	100件（5,500万円） ※予定
募集期間	<p>令和8年4月17日 ~12月25日</p> <p>※予算額に達した場合は、募集期間内でも締め切らせていただきます。</p>

お問い合わせ：住宅課 住生活推進班 ☎ 043-484-6168（直通）

- ① 耐震補強工事を行う場合、別の補助金の対象となる可能性があります。

建築指導課（043-484-6169）までお問い合わせください。



- ② 断熱窓の改修工事を行う場合、別の補助金の対象となる可能性があります。

生活環境課（043-484-6716）までお問い合わせください。

なお、同じ個所を工事する場合には、重複して補助金を受け取ることはできませんので、ご承知おきください。

